



とは考え難い。巷間、ソウル五輪（1988）直前から始まる「板子家」<sup>バンジャジブ</sup>（バラック小屋）の撤去は、都市インフォーマル部門消滅の象徴ともされた。

産業別就業構造の変化も著しく、農林漁業は1963年63.0パーセントから70年50.4パーセントに減少しその後も低落の一途をたどり、現在（2004年、以下同じ）わずか8.0パーセントである。製造業は1967年に10パーセント、76年に20パーセントを超えたが、89年27.8パーセントから減少し始め、現在19.0パーセントである。そしてサービス産業は1985年に50パーセントを超えてなお増加が続き、現在72.8パーセントに達している。

職種別（表1）でも、サービス・販売（25.2パーセント）が、技能員等（10.9パーセント）と装置・機械操作組立（10.8パーセント）の合計を上回っていることがわかる。サービス化の要因のひとつには、サービス・販売などに女性労働の新規流入がみられることと、もうひとつには製造業のとくに技能工などブルーカラー職の雇用吸収力の低下が指摘されている〔チョンほか2005〕。

こうした長期的トレンドのなかで発生したIMF通貨危機は、その後の労働市場に劇的な変化をもたらした。

第1に、企業倒産や整理解雇などによる非自発的失業と不安定雇用が勤労者家計を直撃したことである。かつて労働集約的製造業に依存した時代も、確かに終身雇用が定着せず〔安1982〕、製造業を中心に労働市場の流動性こそ高かったものの、輸出産業を中心に雇用吸収力は概して高く、「青年失業」や中高年男性の早期退職といった雇用不安は、皮肉にも先進国化時代の1990年代末になって初めて経験することである。

第2に、雇用不安は、若年層の高失業と非正規労働の増加となって現われたが、特に非正規労働は、過半が派遣であるのは日本と同じだが、30～40代の男性が多い点が日本と異なっている〔横田2003；呉2006 mimeo〕。

非正規労働について敷衍しておくとして、労働部・経済活動人口調査における被雇用者の「従事上の地位」は、「常用」、「臨時」、「日雇い」に分けられている。それぞれの定義は、常用とは「特別な雇用契約がなく期間が定められておらず継

表1 就業者の職種別・性別構成

単位：1,000人

	計	議員・高位 役員・管理 者、専門家	技術 工・準専 門家	事務	サービ ス・販売	農林 水産	技能員 等	装置・ 機械操 作組立	単純 労務
女	22,139	2,299	2,140	3,172	5,570	1,834	2,407	2,387	2,329
%	100.0	10.4	9.7	14.3	25.2	8.3	10.9	10.8	10.5
男	130,31	1,487	1,412	1,676	2,184	1,005	1,972	2,082	1,213
計	9,108	812	729	1,496	3,387	828	435	305	1,116
%	41.1	35.3	34.1	47.2	60.8	45.1	18.1	12.8	47.9

（出所）統計庁（2003年版）。

（注）（1）職業分類は2000年に10種に改編されたが、ここでは簡略化のため、「議員等」と「専門家」、「サービス」と「販売」をひとつにまとめた。

（2）「計」欄の％は職種構成比、「女」欄の％は各項目の女性比率。



念の変遷と再考を指摘する向きもある〔キム／パク 2004〕。

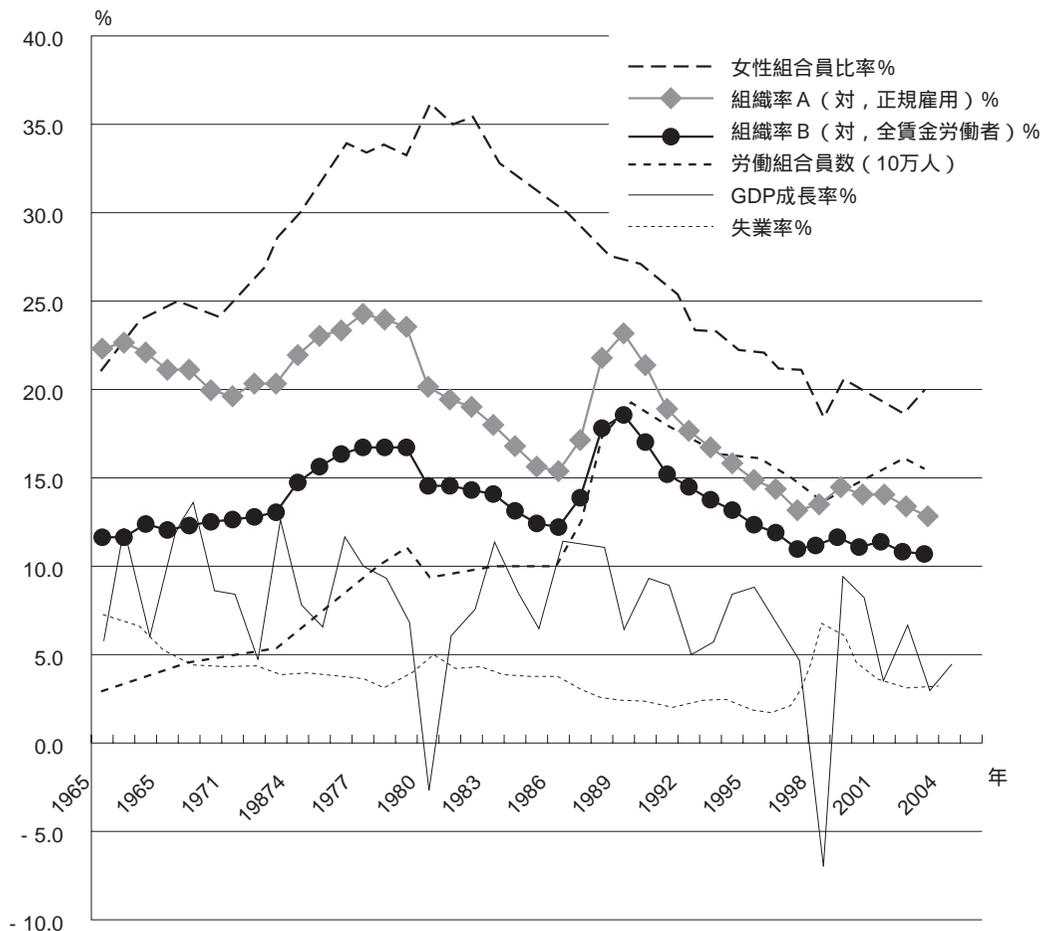
ともあれ政府は2006年度予算案で、52万人の雇用創出に1兆5000億ウォンを充当するとしている。雇用数が多いものとしては、高齢者6万人（1人当たり20万ウォン／月、最長7カ月）、基礎生活保障受給者と「次上位階層」<sup>（注3）</sup>の自活動労働者8万人（同2万～3万1000ウォン、同1年）、青少年職場体験（同30万ウォン／月、同6カ月）、青少年雇用促進奨励（同60万ウォン／月、同6カ月）などで、支援単価の高いものと

して、2000人の海外就業支援（教育費に同400万ウォン、インターン滞在費に同500万ウォン、同6カ月）である。

### 労働組合・企業家団体の状況

韓国の労働組合の組織化率は図1にあるように、1977/78年と88/89年の2度、急上昇がみられたが、25パーセントを超えたことは1度もなく、現在、15パーセントを切っている。また組合員総数も、長期トレンドとしては上昇

図1 労働者組織状況、失業率およびGDP成長率



（出所）労働部b（各年版），労働部c（各年版）より作成。



そのため、イノチョノイ(2005)によると、昨今の争議は、その単位こそ事業場などに限定される傾向にあるが、争点は政治化する傾向を見せている。

このように対決姿勢を強くする民主労総は、労使政委員会にも当初は代表を送っていたが、政府が教員・公務員の労働組合法を認めないことに反発して委員を辞任した。その後2005年1月、かねて労使政委員会の機能を強化して「社会的交渉機構」への改編案が浮上するなかで6年ぶりの復帰が期待されたが、強硬派の抵抗で果たせず現在に至るまで参加していない(韓国労総は辞任・復帰を繰り返している)。

民主労総も含めた労働界は、2004年秋にも、朴スンオク・民主化運動記念会研究員の「労働界は『王子病』にかかっている」という批判にさらされたが、目下、労働史上最大の危機に瀕している[『朝鮮日報』2005年6月1日<sup>注7)</sup>。まず2005年1月に韓国労総30余人、民主労総14名のいずれも幹部が就業斡旋収賄で拘束され(実刑宣告)、続く5月にも韓国労総の前委員長ら2件、民主労総1件、さらに10月には民主労総の主席副委員長によるリベート授受や収賄事件が起こった。中には金額が億単位にも達しているものもある。

韓国労総が政府の御用労組と言われていた頃から、その幹部は「労働貴族」と批判されてきたが、2005年の大型不祥事は民主労総でも発生したため、その衝撃と失望はいっそう大きい。また過去5年間、施設建設や賃貸費の名目で、韓国労総は473億ウォン、民主労総は30億ウォンの国庫支援を受けていただけに<sup>(注8)</sup>、批判も強い。複数労組合法化による「共倒れ」を懸念して、同年9月に、双方の委員長主導で2006

年2月統合案が出されていたが、現場労組の反発も根強い上に、10月の民主労総委員長の引責辞任で、「労働界の一極化・中央集権化ジレンマ」<sup>注9)</sup>の表出は先送りされた。

今後、労働界のこうした状況で政界図も大きく変わってくるが、遑って2000年1月に、「労働者民衆の政治勢力化」を3大課題のひとつとする民主労働党が党员9000余人で結成されたことも、韓国労働史上に残る出来事である。創党宣言文に「民主、平等、解放の新しい世の中を目指し、民衆の熱望をこめて民主労働党を創党する。……2000年を、腐敗と地域主義に汚された後進的政治清算元年とし……国際投機資本の攻撃とアメリカの軍事覇権主義に反対し……」と謳い、綱領でも「資本主義の矛盾を克服して民主的経済体制樹立」のために財閥解体を明言するなど、急進的立場を鮮明にしている。「労働を通じた自己実現」として、働く権利の保障、女性の社会的労働権保障、週35時間労働の実現、そして労働階級の政治勢力化の完遂を掲げている。

同党は2004年の国会選挙(299議席:地方243、比例代表56)で、初めてそれも一気に10議席を獲得した。2006年5月現在、法案提出権をもつ「交渉団体」(議員20人以上)は与党ウリ党(民主党から分裂)146、ハンナラ党125のみで、いずれも過半数を制していないため、民主労働党(現在9)は民主党10と並んで、一定の政治力をもちうる構図となった。しかし、10月末、日本でも報じられたように、386世代の同党幹部2人が北朝鮮のスパイ容疑で逮捕され、首謀者のアメリカ市民権をもつ在米コリアンは容疑を認めたのに対して同党幹部2人は容疑を否認しているとはいえ、今後の展開次第で同党への



表4 韓国憲法の労働関係規定

	勤労の権利・義務に関する条項	労働三権に関する条項
1962年12月	第28条 国民の勤労の権利。「国家は経済的・社会的方法で勤労者の雇用増進に努力しなければならない」を追記。国民の勤労の義務。「国家は勤労の義務の内容と条件を民主主義的原則に従って法律で定める」を追記。 (従前の は各 とされた)	第29条 「勤労者は勤労条件向上のために、自主的な団結権、団体交渉権及び団体行動権を有する。」 法律で認められた以外には、公務員の労働三権は原則禁止に改訂。
1972年11月	(改正なし)	第29条 ( は改正なし) 「公務員、国家・地方自治体、国営企業、公益事業等における団体行動権は法律によって制限されたり認められないことがある。」 (この項、追加)
1980年10月	第30条 雇用増進と適正賃金保障に努力すると改訂。 勤労条件の基準は人間の尊厳性を保障するよう法律で定めると改訂。 「国家有功者等の遺家族は法律が定めるところにより優先的に雇用機会を与えられる。」(この項、追加)	第31条 ( は改正なし) 「国家・地方自治体、国営企業、公益事業等における団体行動権は法律によって制限されたり認められないことがある。」(公務員を削除：労働三権が認められる公務員の団体行動権制限の撤廃)

(出所) 小林・李・金 (1990, 24-25)。

(注) 「 」内は原文の翻訳。下線部が改正箇所。

労者は法律の定めるところにより利益分配に均霑すべき権利がある。

その後、1962年、72年、80年に、おもに表4のような条文改正がなされた(修飾字句などの細部改訂は割愛した)。

1972年維新憲法の団体行動権制限は「開発独裁」を象徴しているが、さらに具体的には「国家保衛に関する臨時措置法」(1971年12月～80年11月廃止)の第9条(団体交渉権などの規制)第1項では、「非常事態下で、勤労者の団体交渉権又は団体行動権の行使は、事前に主務官庁に調停を申し込み、その決定に従わなければならない」とあるように、この間、事実上、団体交渉・団体行動は非合法化されたといってよい。また、「輸出自由地域設置法」第18条で「輸出自由地域の企業を公益事業とみなす」とされたほか、「外国人投資企業の労働組合及び労働争

議調整に関する臨時措置法」(1970年制定、86年廃止)において、外資企業には国内・民間企業以上に厳しい労働統制がなされていた。

1987年6月「民主化特別宣言」後の労働大争議さなかの第9次改憲(同年10月)では、次のように、労働統制緩和と経済的弱者保護への転換の兆しがみられた(下線部3箇所が直前80年憲法との相違点)。

第32条 すべて国民は勤労の権利を有する。国家は社会的・経済的方法で勤労者の雇用の増進に努力しなければならない。法律が定めるところにより、最低賃金制を施行しなければならない。

すべて国民は勤労の義務を負う。国家は勤労の義務の内容と条件を民主主義的原則に従って法律で定める。

勤労条件の基準は人間の尊厳性を保障

するよう法律で定める。

女子の勤労は特別な保護を受け、雇用、賃金及び勤労条件において不当な差別を受けない。

年少者の勤労は特別な保護を受ける。

国家有功者、傷痍軍人及び戦没軍警の遺家族は、法律が定めるところにより優先的に勤労の機会を賦与される。

第33条 勤労者は勤労条件の向上のために、自主的な団結権、団体交渉権、団体行動権を有する。

公務員である勤労者は法律で定めた者に限り、団結権、団体交渉権、団体行動権を有する。

法律が定める主要防衛産業体に従事する勤労者の団体行動権は、法律が定めるところによりこれを制限したり又は認めないことがある。

次に主要労働4法（労働委員会法、労働組合法、労働争議調整法及び勤労基準法）は、1953年3～5月にかけて制定されたが、アメリカ軍政期（45年8月～48年8月）に準備されるも、朝鮮戦争勃発で延期されたものである。その後、1997年3月にこれらを廃止して、新たに勤労基準法、労働委員会法、労働組合・労働関係調整法（新労働3法）のほか、勤労者参与及び協力増進に関する法律へと抜本改正された〔ユン・ウッキョン 2006〕

より具体的な労働法制の展開は、表5の通りである。

集团的労使関係の主要事項の変遷を整理したものが表6である。注意を喚起すると、軍事政権時代（1961～79年）、法令の実態乖離は通常理解されるような形骸化だけでなく、大統領の

超法規的措置による法令の合法的無効化という側面を合わせもっていた。そうした極度の統制のもとでの非合法又は脱法的な労働争議・運動は、文字通り、命がけになることも少なくなかった。

集团的労使関係について集約すると、政府は1950年代から80年代を通じて、労働団体の政治勢力化は決して許さず、特に左派・急進的労組を徹底的に排除し、他方で政府に協力的な労組を、独自の政治勢力化は阻みながら包摂・保護することで労働三権保障の形態だけは確保しようとしてきた。労組設立許可主義、産別から企業別原則の強制、複数労組禁止、1980年の第三者介入禁止規定など、いずれもこのスタンスの具体的帰結である。

包摂・保護対象が韓国労総であったことは周知の通りで、それに関連して、ノーワーク・ノーペイ原則規定がありながら、実際は労組専従者への賃金支払いが慣習化していた。1997年からこの是正に取り組まれている。

さらに付言しておく、1980年代以降、労働統制が緩和されて労働三権の「現実化」が進んだことは事実だが、同時に労使協調の経営風土を根付かせようとする政策については研究者の間でも注目度がやや低いようである。すなわち1963年の労組法にあった労使協議会規定を源流とする労使協議会法（1980年）が、97年3月、勤労者参与及び協力増進法に発展解消され、事業場単位の労使協議会の設置と3カ月ごとの定例会合義務などはほぼそのまま踏襲したが、従来の労使と公益の代表からなる中央労使委員会（労働部長官所属）は、政府代表を加えた中央労使政委員会（労働部長官が議長）に改組された。

表5 労働関連法年表

労働関連法・組織等	政治・経済
1945.11.5 朝鮮労働組合全国評議会（全評）結成	1945～48 <b>軍政期</b>
1946.3.10 大韓独立促進労働組合総連盟（大韓労総）結成	
1948.8 大韓民国憲法制定	<b>第1共和国（1948～60）</b>
1948 社会部(後,保健社会部)に労働局設置	朝鮮戦争（1950-53）
1953.2.8 労働委員会法	
3.8 労働組合法,労働争議調整法	
5.10 勤労基準法	
1954 都市産業宣教会結成	
1961.5.16 軍事クーデターで労働組合解散	1960.4.19 学生革命
1961.8.30 韓国労働組合総連盟（韓国労総）結成	<b>第2共和国（1961～62）</b>
1961.12.30 生活保護法制定	1961 外資導入法
1963.4.17 勤労者の日（5月1日）制定	
1963.12.7 保健社会部・労働局を労働庁に改編	<b>第3共和国（1963～73）</b>
1967.1.16 職業訓練法制定	
1967.3.30 職業安定法制定・施行	
1970.1.1 外国人投資企業の労働組合及び労働争議調整に関する臨時措置法（86年廃止）	1971.12.19（～1980）国家保衛に関する特別措置法
1970.11.13 全泰壹氏,焼身自殺	1973.1 重化学工業化宣言
1973.3.13 労働関係4法改正	<b>第4共和国（維新体制：1973～79）</b>
1974.12 職業訓練に関する特別措置法制定（75.1.1施行）	1979.10.26 朴大統領射殺
1979.8 YH貿易女性労働者,新民党本部に竈城	1980.5 光州事態
1980.12 労使協議会法	<b>第5共和国（1981～87）</b>
1981 労働庁を労働部に改編	1987.6.29 民主化特別宣言
1981.12.31 職業訓練基本法制定（82.1.1施行）	<b>第6共和国（1987～現在）</b>
1984.3 韓国労働者福祉協議会結成	盧泰愚大統領（88-93）
1986.12 国民年金法制定（88.1.1施行）,最低賃金法制定	1988.6 国会・労働委員会設置
1987.12.4 男女雇用平等法制定（88.1.1施行）	
1989.5 全国教員労働組合結成（1万5000人）	1990.11 民主労働党,結成
1990 障害者雇用促進等に関する法律	1991.9.10 国連加盟（南北同時）
1990.1 民主（第2）労組ナショナルセンターとして全国労働組合協議会（全労協）結成	1991.12.9 ILO加盟
1991.12.31 高齢者雇用促進法制定	<b>金泳三大統領（文民政府：93-98）</b>
1993.12.27 雇用保険法制定（95.7.1施行）,雇用政策基本法制定	1994.3 国会・労働委員会を労働環境委員会に改編
1994.1.7 職業安定法全文改正（94.7.1施行）	1995.3 国会・労働環境委員会を環境労働委員会に名称変更
1994.3.9 勤労者の日（5月1日）を有給休業化	1994.6 ILOから労働法改正勧告
1995.11.11 全国民主労働組合総連盟（民主労総）結成	1996.8 OECD加盟
1997.3.13 勤労基準法・労働委員会法・勤労者参与及び協力増進に関する法律の抜本改正,労働組合及び労働関係調整法新設（労働組合法と労働争議調整法を廃止）	1997.11 IMF通貨危機
1998.2.20 派遣勤労者保護等に関する法律制定（98.7.1施行）,賃金債権保障法制定（98.7.1施行）	<b>金大中大統領（国民政府98-2003）</b>
1998.2.24 公務員職場協議会の設立に関する法律制定（99.1.1施行）	
1999.1.29 教員の労働組合設立及び運営等に関する法律（99.7.1施行）	1998.1.18 労使政委員会発足
1999.5.24 労使政委員会の設置及び運営等に関する法律制定・施行	1998.2.6 労使政委「経済危機克服のための労使政共同宣言文」
2000.6.1 国民基礎生活保障法施行（生活保護法廃止）	2001.1 女性部,設置
2001.8.14 勤労者福祉基本法制定（02.1.1施行）,男女雇用平等法全文改正（01.11.1施行）	<b>盧武鉉大統領（参与政府：03-08）</b>
2004.3.5 青年失業解消特別法制定・施行（～08.12.31）	
2004.12.31 勤労者職業能力開発法制定（05.6.1施行）	2005.1 女性部を女性家族部に改編
2005.1.27 公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律制定（06.1.28施行）,勤労者退職給付保障法制定（05.12.施行）	2006.4 初の女性首相誕生
2005.11 期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律案ほか,非正規労働保護関連改正法案,国会上程	

（出所）筆者作成。



された<sup>(注13)</sup>。5月1日(勤労者の日:メーデー)のKBS1ラジオインタビューで李相洙労働部長官が、年内制定に向けてなんとしても6月本会議通過を目指したいが、他方、法制定や改正なしに行政上できることはあるとも言及した<sup>(注14)</sup>。

この直後の5月31日の統一地方選で、与党は、前年4月と10月の国会補選(それぞれ6議席、4議席)の完敗に続く惨敗を喫し、2007年末の大統領選挙、2008年4月の国家総選挙を控えて盧武鉉政権の指導力と支持率がいっそう低下したことから、非正規関連法案の2006年内の成立は極めて困難な状態となった。そこで政府は、8月に公共部門非正規職総合対策を発表し、さらに9月5日の國務会議で、能力開発による正規職への転換促進、職務・成果」中心の賃金体系導入の拡大、公正な下請取引秩序の確立、非自発的非正規職の社会安全網の強化を骨子とする非正規職雇用改善総合対策を打ち出したほか、11月には、整理解雇への補償制度を新設した勤労基準法改正案を国会に上程するなど、不安定雇用・失業対策に尽力している。しかし、ひとたび柔軟化された雇用形態は、すでに複雑化を極めてい上に、二大労総伯仲化と現政権のレームダック化が、労使政3者合意による抜本的政策の実施を望めそうにない状況にしている。

第3に、退職金制度について。当初の勤労基準法以来、勤務1年につき30日相当の退職金支払いが義務付けられていた。しかし、大企業などでしか実行されず、実行されても、終身雇用が必ずしも定着していなかったため、事前分割支払いが慣例化していた。1988年から国民年金法が施行されても同規定が存続したのは、退職金制度が老後所得保障になっていなかった

からでもある。賃金債権保障が独立法となったほか、2003年5月29日の労使政委員会(第26回本会議)でも退職金問題が取り上げられたが、この詳細は後日、解明したい。

### 雇用変化に対応した社会保障改革

労働と福祉行政は、建国当初いずれも社会部(1951年、保健部と統合して保健社会部)が所管し、先述したように工業化始動期の63年に労働庁が分離され、その後81年によろやく労働部に昇格し現在に至っている。国会で労働委員会が独立するのは労働大争議のさなかの1988年6月で<sup>(注15)</sup>、現在は環境政策とあわせた環境労働委員会が所管している。福祉については、保健社会部が1994年末に保健福祉部に改編され、また女性労働・福祉については、2001年以来、女性部(2005年から女性家族部)が所管している。

周知のように1990年代までの韓国の政策は、経済成長と国防を主として、雇用・福祉は補完・補足的な位置づけであったため、労働部・保健社会部ともに予算も権限も、かつての経済企画院などとは比較にならないほど小さかった。

雇用政策と密接に関わる社会保障改革は、1970年代まで、産業災害補償保険法(63年)、医療保険の大企業強制加入制度(77年)など、大企業優先型の保険にとどまり、過渡期の80年代「上からの福祉政策」を代表するのが、「民主化宣言」直前の最低賃金法と国民年金法(88年施行)(ともに86年制定)であった。

1990年代に入って、ILO加盟を果たし、93年末には雇用政策基本法、雇用保険法制定(施行は95年7月)、94年、職業安定法の全文改正などが相次いだ。1996年末の激しい国会攻防

の結果、97年3月、従来の労働4法が新たな労働3法に抜本改正・統合された。不況のきざし濃厚な時とはいえ、中堅財閥・韓宝の倒産、そして年末のIMF通貨危機までは予想されるころではなかった。金大中政権(1998～2003年)は、労使政委員会のもとで、経済危機克服と財閥改革をワンセットとする経済改革に乗り出した。

他方、生活保護水準に関する憲法裁判(1994年)を契機に、社会保障基本法(95年制定・96年施行)、生活保護法改正(96年)、金大中政権による、普遍的公的扶助と自活・就労支援をセットにした「生産的福祉」宣言(99年)、国民基礎生活保障法(99年制定、一部条文を除いて2000年施行)など、市民運動を背景とする「下からの」福祉パラダイムの大転換をみた[金早雪 2005b, など]

このように、1990年代の労働・福祉政策は、波乱・激動の連続であったが、その脈絡は、次のように整理できる。

まず、福祉パラダイムの大転換は、労働市場の変化に応じたものというよりも、福祉政策の貧困に起因し、市民運動と政党政治復活の潮流に後押しされたものであった。しかし、公的扶助の普遍主義原則でも自助・自活誘導を強める側面もみられたほか、何よりも決して高福祉・高負担を選択したわけではない。

第2に、新たな労働勢力・民主労総と、初の労働者政党・民主労働党が出現したことで、労働界の二分化・競合が先鋭化した。そのため、IMF通貨・経済危機を契機に設置された労使政委員会は形態こそコーポラティズムの一種ながら、二分化された労働勢力はいつそのこと韓国の強大な資本・国家連合には及ぶべくもな

い[本宮 2001;ユ 2005]

第3に、政府は工業化始動期から一貫して協調的労使関係の形成に腐心し、近年では、労使協議会法を「勤労者参与及び協力増進に関する法律」(1997年)に強化したが、さらに勤労者福祉基本法(2001年)を制定するなど、企業福祉誘導にも乗り出している。

第4に、雇用安定政策では、人口構造・労働市場の変化や市民社会化傾向を背景に、1990年代に、高齢者、障害者、女性などの雇用促進を図っているが、労働市場の柔軟化も含めて経済自由主義を原則としている。そのため、失業率の低下とともに、予算・政策も福祉から経済にスライドさせるほか、短期の「公共勤労事業」(失業対策)を縮小させ、職業訓練や創業支援など長期的・積極的雇用政策に転じる[キム・ソン 2005, 555-563]としている。しかし、整理解雇制度を始めとして、経済自由化と労働市場柔軟化を基本とする以上、対処療法的雇用対策が後追いし続ける可能性がある。

翻って金大中政府は、第1次社会保障基本計画(1998～2003年)において、第1次的には社会保険制度、第2次的に、勤労能力のない国民を中心に普遍的公的扶助制度による最低生活保障、第3として地域・民間資源と一部自己負担による福祉サービスという3段階または3本柱構想を示した。

「参与政府」を標榜する盧武鉉政権による第2次計画(「参与福祉計画」:2004～2008年)は、生産的福祉構想を踏襲して、経済成長と福祉拡大の同時実現による「参与福祉社会」形成を標榜した[参与福祉企画団 2004]。その福祉政策について、最低賃金・最低生計費が低すぎるなどの左派からの批判もあれば、福祉志向を時代錯

誤と攻撃する右派もある。また、労働政策では、公務員に次いで教員の労組合法化などはなされたものの、非正規労働者保護立法が膠着化したまま、2005年には各種政府調査で経済二極化の深刻化が実証された。また、2005年の合計特殊出生率1.08という世界最低値が速報されたが、男女共同参画（韓国では「ジェンダー主流化」ともいう）と高齢化に対応した労働・経済構造改革を含めて、「低出産・高齢社会基本法」が2005年4月に制定された。

### 調査と先行研究

韓国の経済活動人口調査で、「就業者」は、調査対象の週に収入目的で1時間以上働いた者、農家・自営業の収入を高めて、無給で週18時間以上働いた者（家族従事者）、病気などによる一時休職者で構成され、他方「失業者」は調査対象の週にまったく仕事に従事しなかった者（30日以内に新たな職場が決まっている就業待機者も求職活動の有無にかかわらず含まれる）である。満15歳以上人口のうち、就業者と失業者が経済活動人口で、それ以外の家事専従者、学生、働けない高齢者・障害者、自発的に慈善事業・宗教団体に関わる者などが非経済活動人口とされる。

労働統計調査は、5人以上を常時雇用する企業から5700標本を抽出して毎月、調査され、賃金構造基本調査では、5人以上企業から5400標本について毎年7月を基準に実施されている。

これら労働統計は、途上国としては突出して早くからよく整備されてきたとされるが、こと政府の労働所管部署は、後掲の表5にあるよう

に、保健社会部（当時）労働局から、1963年に労働庁として独立したが、部（省に相当）への昇格は81年、国会・労働委員会の独立も88年（94年から環境とあわせて現在は環境労働委員会）と、経済・産業の発展に照らすと、かなり遅れていた。他方、経済政策立案に関わる経済企画院（1994年に財務部に統合）やシンクタンク・韓国開発研究院（71年設立）には、強い権限と莫大な予算・定員を充てられたが、労働問題（争議）は治安の対象とされ、政府サイドの労働問題研究は、協調的労使関係政策の提唱や労働市場分析のほか、経済成長にともなう貧困解消や雇用保険導入の必要性なども経済政策の一環という観点を強くしていた〔朴ほか1981〕

労働運動や組合活動の知的バックボーンとなったのは、宗教界〔韓国基督教産業開発院1988〕のほか韓国初の労働研究機関である高麗大学労働問題研究所（1965年創設、初代所長は金潤煥氏）であった。朴ノヘ（1992；1993）によると、第6代所長（78～79年）趙容範教授の『後進国経済論』、『韓国経済論』が、労働夜学のテキストにもされていたが、その趙教授は、朴政権末期の79年に、治安当局により大学を追われて一切の研究・執筆活動を禁じられた一人である。

さて、労働部設立後、1988年に、韓国労働研究院が、財団法人として認可を受け（初代院長は「転換点」を検証した裴茂基・ソウル大学教授）、翌年、根拠法令が整って政府系機関となった。現在、労使関係研究部門と労働市場研究部門のほか、ニューパラダイム・センターとデータ・センターを付設している。

同じく政府シンクタンクの韓国職業能力開発院は、大統領諮問機関の教育改革委員会の提案



機以降になると、政治的（構造調整など）、経済的（高失業、非正規労働の増加など）、社会的（高学歴化、少子高齢化、「ジェンダー主流化」など）諸要因が絡み合っ、労働市場の柔軟化・多様化が著しい〔韓国経営者総協会 2003；Lee 2004；Martin et al. 2004〕

第2に1970年代をピークとする労働弾圧政治は、80年代前半の過渡期を経て、87年からの民主化以降、急速に溶解し、OECD、ILO、国連加盟とあいまって、少なくとも労働法令の民主化が進み〔Kim 2004、OECD 2000、Shin 2003〕、現実との甚だしい乖離が解消されたという意味で「現実化」された。

第3に、先進国化段階に入った1990年代以降、新たな左派労働勢力が台頭するなかで、政府の協動的労使関係や企業福祉誘導も強まっている。福祉と労働をトータルに捉えるには、労働基準法の退職金制度と国民年金との関係や、国民基礎生活保障法における「次上位階層」への自活誘導（ワークフェア）などの考察を要するであろう。

〔注1〕横田（2003）は、非正規雇用に関する定義と規模をめぐる論争を紹介しているほか、日本では短時間パートが52.7パーセントであるのに対して、韓国統計庁『経済活動人口調査付加調査』（2000年8月）によると、非正規職（758万人）には臨時労働（長期間臨時労働と契約労働に分かれる）、パートタイマー（日本の短時間パートに相当）、派遣労働、呼び出し労働（日や週単位の雇用で統計庁では日々雇用としている）、独立請負労働（事務所等を持たず運送などの業務を出来高で提供）、用役労働（用役業体の指揮下にあつて契約先の事業場で労働提供する）、および家内労働があるが、そのうち長期臨時が約500万人（非正規職の66.0パーセント）も占めていることなどが指摘されている。また、イ・ホグン（2005、317）に引用・

掲載されている韓国労働研究院（2002、19）によると、総数136万人（うち単純労働従事者52万人、事務従事者と販売従事者がともに16万9000人など）の形態別内訳は、時間制18.パーセント、短期契約25.0パーセント、日雇い勤労26.8パーセント、臨時代替1.0パーセント、用役勤労16.0パーセント、派遣勤労3.7パーセント、在宅勤労0.3パーセント、独立請負9.0パーセントとされている。

〔注2〕労働部は2005年10月26日、統計庁・調査結果をもとに、非正規雇用は前年の540万人から503万人へと37万人減少したと発表した。同日、社団法人・韓国労働社会研究所（1986年創設の韓国労働教育協会を母体に95年創設）が同じ資料を分析したところ39万人の増加になると指摘した。翌日、労働部長官が、資料編さん過程でミスがあり、9万人の増加（表2：548万3000人）であったと謝罪・訂正した（540 + 9 = 549となるのは概数のため）。非正規職関連法案の上程に関連した「陰謀」ではないかという疑問について、労働部は強く否定した（『朝鮮日報』2005年10月28日）。

〔注3〕「次上位階層」とは、基礎生活保障の対象者ではないが、所得が受給基準（最低生計費）の100～120（2007年から130）パーセント以下の階層で、自活保護の対象となる〔金早雪 2005 b〕

〔注4〕全泰壹記念館建立委員会（1983）。清溪被服工場団地は、九老工業団地と並ぶソウル市内の中小輸出企業地域であった。埋め立てられた清溪川が高速道路ランプまで撤去して修復され、2005年11月、この再生緑地公園に全泰壹記念銅像が建立された。

〔注5〕残り974組合（15.6パーセント）、16万人（3パーセント）は上部非加盟。傘下組合の平均規模は、韓国労総210人、民主労総506人、未加盟46人である。なお組合員規模別構造は、49人以下が数では50.3パーセントだが人数は3.6パーセントで、1000人以上が数は2.7パーセント、人数では61.7パーセント、そのうち5000人以上だけで0.5パーセント、44.0パーセントである〔労働部b 2005年版、394〕。なお民主労総については、運輸労報（1988）のほか、同ホームページも参照のこと。

〔注6〕教員労組（1999年解禁）同様、公務員も、

団結権は無条件、団体交渉権は制限つきで認められ、団体行動権は認められていない。韓国史上第1号「ソウル特別市公務員労働組合」などに設立申請証が交付された。申請せず申請証交付を受けない団体は、労組と認めない方針でもある。

(注7) 朴氏の論稿の出典は不詳。以下の労働界問題は、同紙ほか各新聞情報(ホームページ含む)による。なお、「王子病」とは、甘やかされたわがまま娘を「コンジュ(お姫様)病」といった流行語をもじったもの。

(注8) 韓国労総は予算30億ウォンに対して月額組合費は300ウォン(年間収入18億ウォン)、民主労総は予算額不詳、同1000ウォン(同50億ウォン)で、財政基盤が弱く、またこうした国庫補助は先進各国にもみられることだというむきもある。ちなみにコーラ1本が1000ウォン程度である。

(注9) 日本の例でも、1国1労組(ナショナルセンター)体制は、全国レベルで政治・経済に影響力をもつ反面、労働運動の原点である現場の自主性や主導権が奪われ、労働組織・運動の形骸化、内的弱体化を来すジレンマがあるという。下田平裕身・信州大学名誉教授から助言頂いた。感謝を記しておきたい。

(注10) 大韓商工会議所は、「商工会議所法」に依拠する特殊法人で、沿革は1884年の漢城商工会議所にまで遡り、1948年から現在の名称となった。全国各地の71商工会議所を正会員として、売上げ税一定額以上の商工業者は加入が義務付けられていて(2002年の法改正で2006年12月廃止)、4万5000人・社の個人・法人会員を有する。

韓国貿易協会は、1946年に、105の貿易業者で設立され、現在6万6000社が加盟している。海外マーケット情報の提供、貿易基金により中小貿易業者への融資などの支援事業を主とするが、貿易研究所にFTA研究チームなどをおくほか、戦略物資貿易情報センターなどの付設機関がある。海外支部は、1948年の東京、次いで67年にニューヨークのほか、北京、上海、ワシントン、ブラジル、シンガポールの7カ所に設置されていて、72年より世界貿易センター協会(WTCA)に加盟している。

中小企業中央会は、中小企業組合法(1961年)に

より、62年、中小企業組合中央会として発足し、2006年8月に現名称に変更された。1984年に中小企業共済基金、94年に外国人研修協力団、97年に中小企業人力開発院を設立し、現在、13都市に「地会」(地方支部)があり、中小商工業に関わる各種政策情報の提供のほか、青少年就業斡旋なども行っている。

(注11) ユン・ウッキョン(2006, 122-124)によると、韓国は、2004年末現在、ILO協約185件中、批准したのは、122号(雇用政策)、150号(労働行政)、160号(労働統計)など20件である。

(注12) 外国人労働は、従来、出入国管理法によって専門職(ITは2000年から)のほか、外資系での研修制度(1991年11月)産業研修制度(2002年8月)におかれていたが、2004年7月から独立法によることとなった。1年更新3年期限、勤労条件、4種社会保険などが内国民同等に適用される。

(注13) 非正規保護関連法案とは、「期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律」案と、派遣勤労者保護法改正案と労働委員会法改正案からなる。これら制定・改正のポイントは、派遣、期間制、短時間のすべてについて差別禁止条項がおかれる反面、期間制は1年、派遣には2年の年限が設けられ、それぞれの年数を超えた場合は常勤とみなすとした点である。労働サイドは一定期間で解雇されることに、他方の経営サイドは1日、1週間でも延長勤務すると常勤扱いとなることにそれぞれ反発している。

(注14) 午後1時10分から同30分に放送。音声とテキストは、KBS1ラジオのホームページに掲載されている(2006年5月7日アクセス)。

(注15) 1988年6月21日、国会・労働委員会が初会合を開いたが、野党・平和民主党から李相洙委員(現、労働部長官)、同・統一民主党から盧武鉉委員(現、大統領)が任命されている。

## 文献リスト

< 日本語文献 >

安春植 1982. 『終身雇用制の日韓比較』論創社.

石崎菜生 2003. 「韓国のソーシャル・セーフティネット」

一橋大学経済研究所経済制度研究センター編・寺西

- 重郎責任編集『アジアのソーシャル・セーフティネット』勁草書房 第2章 55-101.
- 宇佐見耕一編 2005.『新興工業国の社会福祉』研究双書 No. 548 アジア経済研究所.
- 呉学殊 2006.「日韓労使関係の比較:非正規職を中心に」mimeo. 法政大学大原社会問題研究所主催公開講演会(2006年2月23日)レジュメ.
- 木宮正史 2001.「韓国における経済危機と労使関係レジームの『転換』 労使政委員会の活動を中心に」松本厚治・服部民夫編『韓国経済の解剖』文真堂 第9章 213-235.
- 金潤煥 1978.『韓国労働運動史』(中尾美知子訳)柘植書房新社.
- 金早雪 1988.「韓国における経済自由化と社会政策」『信州大学経済学論集』第26号(9月)37-73.  
2005a.「看護・介護職外国人労働合法化と外国人施策の課題」『国際経済労働研究』Vol.60, No.7(7月)(通巻951号)7-12.  
2005b.「韓国・公的扶助の救護・保護から普遍的最低生活保障への転換」宇佐見耕一編『新興工業国の社会福祉』研究双書 No. 548 アジア経済研究所 第3章 73-124.
- 金裕盛 2001.『韓国労働法の展開』信山社出版.
- 金淵明編 2006.『韓国福祉国家性格論争』(韓国社会保障研究会訳)流通経済大学出版社.
- クー・ハーゲン(Hagen Koo)2004.『韓国の労働者』(高龍秀訳).[原著はKoo, Hagen 2001. *Korean Workers*, Ithaca and London: Cornell University Press. 韓国語版は구해근[ク・ヘゲン][신관영[シン・グァニョン]訳]2002.『韓国労働階級ノ形成』創作ト批評社].
- 久米郁男 1998.『日本型労使関係の成功』有斐閣.
- 高龍秀 2000.『韓国の経済システム』東洋経済新報社.
- 小林謙一・李炳泰・金早雪 1990.『韓国の労使協議制度』Working Paper No.10(非売品)法政大学比較経済研究所.
- 小林謙一ほか 1990.『韓国の労使関係政策の変遷 ヒアリング調査報告』Working Paper No.11(非売品)法政大学比較経済研究所.
- 小林謙一・川上忠雄編 1991.『韓国の経済開発と労使関係』法政大学出版社.
- 宋剛直 2001.『韓国の労働法』悠々社.
- 孫昌熹 1995.『韓国の労使関係』日本労働研究機構.
- 武川正吾ノキム・ヨンミョン編 2005.『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』東信堂.
- 武川正吾ノイ・ヘギョン編 2006.『福祉レジームの日韓比較 社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会.
- 趙容範 1974.『韓国経済論』東洋経済新報社.
- 朴鍾律 1998.「韓国労働法の課題(尹龍澤訳) 渥美東洋・小島武司編『日韓における立法の新展開』中央大学出版部 103-119.
- 朴昌明 2004.「労働組合と労働者」朴一編『変貌する韓国経済』世界思想社 44-62.
- 朴ノヘ 1992.『いまは輝かなくとも 朴ノヘ詩集』(康宗憲・福井裕二訳)影書房.  
1993.『この地の息子と生まれて』(辛英尚訳)梓書房.
- 裴茂基 1983.「韓国経済の転換点分析」朴宇熙・渡辺利夫編『韓国の経済発展』文真堂 第6章 148-178.
- 明泰淑 2004.「IMF経済危機と韓国の女性労働」『海外社会保障研究』No.146 国立社会保障・人口問題研究所 23-32.
- 向山英彦 2005.「韓国労働市場の構造変化」『環太平洋ビジネス情報RIM』Vol.5, No.18 7-29.
- 梁京姫 2004.「女性労働者」朴一編『変貌する韓国経済』世界思想社 第4章 90-108.  
2005.「ジェンダーの主流化政策と構造改革による内部労働市場の変容」『大阪市立大学経済学雑誌』第106巻第1号(6月)92-120.
- 梁在振(ヤンジエジン)2006.「韓国における新自由主義改革と労働市場」武川正吾ノイ・ヘギョン編『福祉レジームの日韓比較 社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会 207-227.
- 横田伸子 2000.「1987年以降の韓国労働市場の構造変化と労使関係 製造業男子生産労働者を中心に」山口大学東亜経済学会『東亜経済研究』第58巻第3号(1月)1-31(325-355).  
2003.「韓国における労働市場の柔軟化と非正規職労働者の規模の拡大」『大原社会問題研究所雑誌』



